放射線問題 (その2)

齋藤 修 2012/10/25

福島発電所事故後の状況は福島県の住民を始め多くの人々の放射線理解に混乱をもたら した。今回は事故後の状況を振りかえつて、混乱の原因について考えてみたい。

① 政府不信

福島事故の際発電所周辺の住民に対する情報の提供を行わなかった政府に対する住民 の政府不信の念が大きく広がった。

本来発電所影響を直接受ける周辺住民には、発電所の状況を十分に伝えるべきであったが、政府は発電所の内部状況についての情報を一切流さず。突然 20km 以内の住民に避難命令を指示した。当時災害対策本部自身自体が状況の把握が不十分であり、混乱していたのでヤムを得ない面もあるが、地方自治体にも情報を正しく伝えなかったことは問題であり、責任を問われても仕方がない対応であった。

避難を指示された住民は、車を所有するものは自家用車で、車のないものは市町村の 用意したバスでとりあえず周辺の南相馬、川俣、三春に避難し、その後さらに安定した 住居の得られそうな地域を求めて移動し、中には何回も避難場所を探して移動せざるを 得ない状況に置かれた家族も多かった。

不幸なことに地域住民対策を担うべき防災センターは放射線レベルの上昇により使用 不能になり、同センターに集合した要員は福島市内に退避してしまった。このため地域 住民に対する連絡体制が機能しなくなってしまった。

住民避難に際しては緊急時用に開発されていた放射能拡散予測計算装置(スピーディ)で求めた放射能拡散予測も住民に提供されなかった。後にスピーディの情報は住民の避難した北西方面の放射線レベルが高くなることを示していたことが判明し、しかもその情報は米国には提供されていた事が分かり、住民の憤懣の声が上がった。

このような住民の心情に配慮しない政府の対応策は住民の不満の声を呼び、政府不信の念は一層拡大し、住民の意識・行動に大きく影響するとともに、事後の政府の対策に 困難をもたらすこととなった。放射線安全基準に対する混乱も政府不信に起因する面が 強い。

② 学者・マスコミ・コメンテーターの発言

新聞テレビに登場した解説者の中には放射線に詳しくない者あるいは意図的に危険を煽る者もいた。またコメンテーターの間違った意見がそのまま修正されないままに流されることも多く、放射線の認識について混乱が生じた。

具体的例を上げると次のようなものがある。

・某大学教授 T氏: 2015年3月11日: あと3年・・日本に住めなくなる日

三重県の線量が上がり続けている。計算すると3年4ヶ月後には5ミリなってしまう。これは脅かしではありません。計算したことをそのまま伝えているだけです。テレビ局は台風の進路を伝えますが、台風の予想よりも確実性が高いかもしれません。 ・テレビ局員:線量限度1ミリシーベルトを超える危険な箇所が沢山ある。(線量規制

・アレビ局員:線量限度1ミリシーベルトを超える危険な箇所が沢口ある。(線量規制 値は安全限度ではなく、安全限度 100 ミリシーベルトに対して十分余裕がある値に設 定されている)

③ マスコミの誇大報道

マスコミは福島事故を受けて売らんがために読者の興味を煽るマスコミは、反原子力活動家の誇大な放射線情報をそのまま報道した。例えば ECRR のバズビー宣伝部長の福島におけるガンの 10 万人を超える過剰発生などを大々的に書き立てた。さらに広瀬隆など、かってマスコミにもてはやされたが、事実関係が判明するにつれて次第にメッキが剥がれて売れなくなった人の本を再度登場させて稼いだ。週刊誌はわけのわからない記事をゴシップとともに人目に付くどぎついタイトルをつけて売り込みを図った。

欧州放射線リスク委員会(ECRR)の彼ら独自の理論に基づく過大なリスク評価を信じたマスコミは盛んに福島では今後10年間に10万人以上のがん死亡が発生すると福島の危険性を書き立て、NHKまでが、「ICRPは原発推進派の作った団体だ。」と事情を知らない女優さんに言わせている。全くひどい誤り情報である。

さらに定説がまだ定まらない情報をあたかも事実であるように報道するなど、ECRR の描いたストーリイに従って放射線恐怖を煽る偏った情報を拡散させた。

④ 外国政府の自国民に対する過大な避難措置

米国・英国・ドイツ・フランスなどの政府は福島の詳細情報を把握できないままに、 自国民の日本からの脱出のためのチャーター便を用意したり、東京・横浜からの避難を 勧告するなどの措置をとった。これらの措置は結果として日本人の恐怖感を煽る事となった。

⑤ 元内閣官房参与の退任記者会見

事故後内閣官房参与についた東大教授 K氏は、就任中自己の意見が採用されることなく、 総理の運用に不満を抱いていたが、参与を退任することとなり、記者会見を開いた。そ の際総理の運用に不満を述べるとともに、政府の採用した学校の線量基準について涙と ともに「児童に年 20 ミリシーベルトの被爆をさせることは、私の学者としての良心が 許さない」と発言した。この発言は児童を持つ若い母親の心を揺さぶり、政府不信を一 層増大させるとともに、福島県を中心に 20 ミリシーベルトの管理値に反対の声が盛り 上がり、数日後には文科省大臣の発言として「学校の線量は、年1ミリシーベルトを目 途とする」と修正せざるをえない状況に追い込まれた。 同氏は放射線審議会委員であり、緊急時線量として 20~100 ミリシーベルトを採用することを認めた ICRP2007 年勧告を日本の法令に織り込むことについて同審議会の審議に参加し、同勧告の日本への導入を認めた者の一人である。同審議会では氏は何も異論を挟まず賛意を表明したとのことである。この審議会における氏の行動と記者会見の氏の発言は著しく異なり不可解である。氏は ICRP の専門委員を長年勤め、2007 年勧告作成にも関わっていたので、緊急時線量の限度の意味合いについては十分承知していたと推察される。ICRP の勧告作成および放射線審議会委員としての活動は放射線の専門学者として学識と信念を持って審議に当たった筈であるが、記者会見では突然 ICRP と異なる意見を表明した。結果として日本国民の放射線理解に深い傷を残してしまったことは大変残念であった。